

会 議 録 目 次

平成31年第1回海田町議会定例会（第1日目）

平成31年3月5日（火）午前9時00分 開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	8
	③報告第1号 損害賠償額の決定について……………	10
日程第4	災害防止対策等調査特別委員会中間報告……………	11
日程第5	海田公民館整備特別委員会中間報告……………	15
日程第6	第1号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）海田公民館建設 工事（建築））……………	17
日程第7	第2号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）海田公民館建設 工事（電気））……………	17
日程第8	第3号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）海田公民館建設 工事（機械））……………	17
日程第9	第4号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）織田幹雄記念館 展示工事）……………	23
日程第10	第5号議案 町道の路線の認定について……………	27
日程第11	第6号議案 海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水 道技術管理者の資格基準に関する条例及び海田町放課後 児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
日程第12	第7号議案 海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水 道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	40
日程第13	第8号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第7号）……………	41

日程第14	第9号議案	平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	41
日程第15	第10号議案	平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	41
日程第16	第11号議案	平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）	41
日程第17	施政方針		49
		（延 会）	60

平成31年第1回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成31年3月5日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月5日(火)9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(15名)

1番	小田久美子	2番	欠員
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員
なし

6. 出席議員(15名)

1番	小田久美子	2番	欠員
3番	富永やよい	4番	大高下光信
5番	大江康子	6番	兼山益大
7番	下岡憲国	8番	住吉秀公
9番	宗像啓之	10番	久留島元生
11番	岡田良訓	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
総務部次長		門前誠司
建設部次長		龍岩広幸
企画課	長	山崎純
魅力づくり推進課	長	宮垣将司
財政課	長	吉本真人
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
こども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	新藤正敏
保健センター	所長	森原知美
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
会計管理者		中下義博
教育	長	佐々木智彦
教育次長		伊藤仁士
学校教育課	長	小林伸二
生涯学習課	長	森原宏生
環境センター	所長	岡田隆弘
社会福祉課	主幹	松井良哲

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 川 修 治
主 任	水 野 啓 太
主 事	木 村 俊 英

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第 1 号 損害賠償額の決定について

日程第 4 災害防止対策等調査特別委員会中間報告

日程第 5 海田公民館整備特別委員会中間報告

日程第 6 第 1 号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 海田公民館建設工事 (建築))

日程第 7 第 2 号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 海田公民館建設工事 (電気))

日程第 8 第 3 号議案 工事請負契約の変更について ((仮称) 海田公民館建設工事 (機械))

日程第 9 第 4 号議案 工事請負契約の締結について ((仮称) 織田幹雄記念館展示工事)

日程第 10 第 5 号議案 町道の路線の認定について

日程第 11 第 6 号議案 海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 第 7 号議案 海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第13 第8号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 第9号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 第10号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第11号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 施政方針
- 日程第18 一般質問
- 日程第19 第12号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 第13号議案 平成31年度海田町一般会計予算
- 日程第21 第14号議案 平成31年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 第15号議案 平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第23 第16号議案 平成31年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第24 第17号議案 平成31年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第25 第18号議案 平成31年度海田町水道事業会計予算
- 日程第26 委員会提出議案第1号 町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議案につ
いて

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成31年第1回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。直ちに会議を開きます。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田） 皆様、改めまして、おはようございます。本日、平成31年第1回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告1件、変更契約3件、契約認定1件、町道認定1件、条例改正3

件、補正予算 5 件、当初予算 6 件を提出しております。

議員の皆様におかれましては、十分に審議していただき、是非とも議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 26 に至る各議案でございます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆さんにおかれましては、質問、質疑に当たっては地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。

次に、執行部におかれましては、質問、質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして、答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしてください。

なお、質問、質疑の内容が不明なときには、会議基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認の上、答弁をしてください。

以上の点をお願いしておきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、9 番、宗像議員、10 番、久留島議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 15 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日から 3 月 19 日までの 15 日間と決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております 12 月定例会以降の主なものについて報告をいたします。

初めに、平成 30 年 12 月 20 日及び平成 31 年 2 月 22 日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議員であります私から議会の概略についてを御報告

いたします。

それでは、平成30年12月20日に開催されました平成30年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

第2回定例会におきましては、人事案件1件、専決処分承認1件、規約変更1件、条例改正2件、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。

まず、人事案件として監査委員の選任について、府中町議会議長の中村武弘氏が全会一致で選任されました。

続いて、専決処分の承認として職員の給与に関する条例の一部改正についての報告を受け、全会一致で承認されました。

続いて、規約の変更として広島県市町総合事務組規約の変更についてが提出され、全会一致で可決されました。

条例改正として、職員の給与に関する条例の一部改正について及び組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてが提出され、いずれも全会一致で可決されました。

続いて、決算認定として、平成29年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、監査委員から各会計とも適正に処理されていることの報告を受け、全会一致で認定されました。

次に、補正予算として、平成30年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算及び平成30年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算が提出され、いずれも全会一致で原案どおり可決されました。

次に、平成31年2月22日に開催されました平成31年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告いたします。

第1回定例会におきましては、補正予算1件、予算案件2件、その他案件2件が提出されました。

まず、補正予算として、平成30年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算が提出され、全会一致で原案どおり可決されました。

続いて、予算案件、平成31年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び平成31年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算が提出され、いずれも全会一致で原案どおり可決されました。

次に、その他案件として、平成30年度における組合経費の関係市町負担金の負担方法

についてが審議され、平成30年7月豪雨災害に伴う災害関連負担費の負担方法が追加されることについて全会一致で可決されました。

続いて、31年度における組合費組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計2,803万9,288円、安芸地区広域ごみ焼却場特別会計2億1,501万3,124円と決定されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、平成30年第2回及び平成31年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

続いて、2月12日に、平成31年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます久留島議員から議会の概略について報告を求めることにします。

久留島議員。

○10番（久留島） それでは、御報告いたします。

平成31年2月12日、平成31年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いたします。

後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件1件、変更案件1件、予算案件4件及び条例案件1件が提案されました。

まず人事案件として、議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につきましては、寶来伸夫氏が全会一致で選任されました。

次に変更案件として、広島県市町総合事務組合の構成団体である宮島競艇施行組合が宮島ボートレース企業団へ名称変更するため、議案第2号広島県市町総合事務組合規約の変更についてが全会一致で可決されました。

次に予算案件として、議案第3号、平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号及び議案第4号、平成30年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号のいずれも全会一致で可決されました。

続いて、議案第5号、平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については歳入歳出それぞれ12億4,620万5,000円とし、議案第6号、平成31年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、4,161億3,903万9,000円とし、いずれも全会一致で可決されました。

次に条例案件として、議案第7号、広島県後期高齢者医療連合後期高齢者医療に関す

る条例の一部改正についてとして、被保険者均等割額の軽減措置及び軽減対象の見直しを行う旨の改正が全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

以上で、平成31年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原） なお、12月定例会以降の常任委員会の調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。

委員会関係資料は、議会事務局に保管しておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思ひます。

以上で、議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がございますので、これを許します。

西田町長。

○町長（西田） それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに、災害復旧につきましては、1月30日までに災害復旧に係る21件85か所の事業全ての査定が完了し、国費対象事業費として総額で7億5,321万7,000円の認定を受けました。

次に、新庁舎整備についてでございますが、2月8日、12日、13日及び19日に町内各所において新庁舎整備に係る取組についての住民説明会を実施いたしました。延べ93名の方に御参加いただき、検討の経緯、庁舎移転整備の必要性、基本設計の設計概要及び今後の事業計画等を御説明し、皆様から貴重な御意見をいただきました。

また、事業用地に取得に向け、2月20日付けで広島県から元広島県海田庁舎の譲渡についての通知を受けたところでございます。引き続き、事業用地の取得に向けた手続きを進めてまいります。

次に、新公民館整備の状況につきましては、杭の長さの不足による遅延はございますが、2020年4月開館に向け進捗しております。開館に向けての取組につきましては、社会教育委員会議において時代に即した社会教育施設のあり方等について、答申をいただきました。今後、この答申を踏まえ、最終方針を決定していく予定としております。

続きまして、消防出初式についてでございますが、1月13日、海田小学校において海田町消防団、広島市安芸消防署などの協力の下、平成31年海田町消防出初式を行いました。当日は好天に恵まれ、海田鼓童子による和太鼓演奏、団員の表彰、海田吹奏楽団に

よる演奏、海田町消防団によるポンプ操法の披露、公開訓練、広島市消防局はしご乗り同好会による演技の披露などを行い、住民の消防に対する信頼感の一層の向上と防災意識の高揚を図ることができました。式典においては、平成30年7月豪雨の犠牲者に対しても黙祷を捧げ、哀悼の意を表すとともに、災害による犠牲者をなくするため、全力を尽くす決意をしたところでございます。

1月29日には、海田町地域公共交通会議が開催され、来年度の海田町地域公共交通網形成計画策定と循環バスのルート見直しについて審議していただきました。現在、豪雨災害により、遅れていた循環バスの利用者アンケートをはじめとした海田町公共交通実態調査を進めております。

1月30日に、第53回海田町都市計画審議会が開催され、広島圏都市計画都市高速鉄道及び広島県都市計画道路の県決定分と町決定分を審議していただき、原案どおりとする答申を受けました。現在、都市計画変更に係る事務を行っております。

海田市駅南口に開業した商業施設ビエラ海田市において、開設予定の認可保育所、学校法人住田学園みどりのなぁーさりいは予定どおり平成31年4月1日開所で準備を進めております。

海田小学校区児童クラブと海田西小学校区児童クラブについては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社と委託契約を締結し、平成31年4月1日から児童クラブの委託運営を開始する予定でございます。待機児童対策としての民間保育所事業者選定については、3月4日までの運営事業者の公募で1件の応募がありましたので、3月中に審査を進めてまいります。

次に、海田市駅自転車等駐車場の整備につきましては、昨年5月より、自転車用ラックの整備、バイク置場への上屋設置を行い、商業施設脇の自転車置場の運用を2月末から開始したことにより、今年度の整備計画を全て完了しました。

海田西中学校が平成30年度文部科学大臣賞優秀教職員表彰を受賞し、1月15日に東京大学安田講堂において表彰式が行われました。これは海田西中学校の生徒会を中心に生徒自らが主体となって企画立案した様々な取組が評価されたものでございます。海田小学校が平成30年度広島県教育奨励賞を受賞し、1月31日に広島県庁において表彰式が行われました。これは町内小・中学校が連携した小学校外国語活動と中学校英語に関する研究を海田小学校が中心となって行ってきたことが評価されたものでございます。

次に、1月13日に海田公民館において平成31年成人祭を開催いたしました。当日は新

成人326名の対象者のうち193名、約60パーセントの参加がありました。第1部の式典は厳粛に挙行され、新成人代表が海田町で生まれ育った誇り、成人としての決意を心に刻むとともに、社会に貢献できるよう精進するという力強い誓いの言葉を述べ、来賓や来場された方々の温かい祝福を受けました。第2部では、成人祭実行委員が企画運営した記念事業が開催されました。記念事業では出席された恩師の先生から応援メッセージをいただき、当時を振り返り、終始和やかな雰囲気の中で思い出に残るものとなりました。

次に、2月17日に瀬野川河川敷で、第37回海田町駅伝大会を開催いたしました。当日は130チーム845名の参加者があり、家族友人などの大きな声援の中、活気のある大会となりました。

3月2日、3日の両日に海田公民館で海田公民館まつりを開催いたしました。華道男子グループの生け花LIVEパフォーマンスや石見神楽の公演のほか、公民館講座生による日頃の成果発表をすることができました。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で、行政報告を終わります。

続きまして、報告第1号、損害賠償の決定について町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第1号、損害賠償額の決定について、新町地内で発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、報告第1号、損額賠償額の決定について御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分を行いましたので、報告させていただくものでございます。債権者は議案書に記載の方で、損害賠償額は7万200円でございます。専決処分年月日は平成30年12月25日でございます。

事故の概要について御説明いたします。発生時刻は平成30年10月16日午後1時20分頃でございます。事故の内容でございますが、生活安全課環境センター職員が桜が丘団地周辺の資源物収集作業時にトラックを運転し、町道19号線を下って、真田会館前の県道274号線に合流するために左折しようとしたところ、その際に、町道の幅員が狭いことから、車両の道路の右端に寄せて県道に進入しようとしたところ、債権者が所有する住宅の屋根に当該車両の右側上端部が接触し当該民家を破損させたものでございます。過失

割合につきましては、当方10割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。この度の損害賠償額の決定は、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての議決に定める法律上、その義務に即する損害賠償で、その額が100万円以下の損害賠償の額を定めるものでございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

本件について地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございません。報告第1号についてはこれをもって終結いたします。

これにて、諸般の報告を全て終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告を議題といたします。

災害防止対策等調査特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出がございます。お諮りいたします。本件の申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告を受けることと決しました。

報告書を配付します。

委員長の発言を許します。岡田委員長。

○11番（岡田）災害防止対策等調査特別委員会委員長の岡田でございます。それでは、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告をさせていただきます。本委員会は平成29年4月28日の第1回委員会から平成31年2月27日の第10回委員会まで合計10回の委員会を開催いたしました。詳細につきましてはお手元に配付をしております報告書のとおりであります。

調査概要及び結果ですが、第1回委員会では、執行部から海田町地域防災計画で企業

等との災害時支援協定締結の推進についてを追記するなど8項目を修正する旨の説明がありました。

第2回委員会では、海田町防災会議での意見等について及び砂防堰堤及び急傾斜地崩壊対策施設の整備状況について執行部から説明を求めました。海田町防災会議での意見等については海田町防災会議委員から遺体の安置・検視場所について留意してほしいなどの意見があったことについて報告がありました。次に、砂防堰堤及び急傾斜地崩壊対策施設の整備状況については、海田町の急傾斜地崩壊危険箇所数及び土石流危険溪流箇所数と対策工事済みの箇所数をそれぞれ説明を受けました。委員からはレッドゾーンに指定された地域の住民に対して、個別に避難できる場所と経路を示す必要があるのではないか、早期に整備されるように県に対して要望を行うべきだとの意見が出されました。

第3回委員会では、土砂災害防止法の概要及び指定状況等について及び瀬野川の避難勧告に係る基準水位の見直しについて執行部に説明を求めました。内容は土砂災害防止法の概要及び指定状況について、海田町の急傾斜地及び土石流区域内家屋数の説明を受けました。次に、瀬野川の避難勧告に係る基準水位の見直しについては、これまで設定していた基準水位を変更することとした旨の説明を受けました。

第4回委員会では、執行部から海田町地域防災計画での土砂災害危険区域の住民への周知について追記するなど、8項目の修正をする旨の説明がありました。委員から職員が参集できない場合、どのように人手不足を補うのか及び災害時要支援者の名簿の作成に個人情報等によるハードルがどのように解消するのかなどの意見が出されました。

平成30年7月9日に開催をした第5回委員会では、平成30年7月6日に発生した平成30年7月豪雨災害を受け、緊急に委員会を開催いたしました。そのため、執行部の出席は求めず議会事務局から現時点での被害状況等の報告を行いました。また、委員間での情報共有を行い、懸念事項の整備、問題提起や議会として今何を行うべきかの協議を行った結果、書面により職員及び消防団をはじめとする関係機関に激励文を送付するとともに、町長に対して、1. 道路の早期復旧について、2. 床上床下浸水及び土砂災害に伴う防疫対策等、衛生面の迅速な対応について、3. 自治会への的確な情報提供及び情報収集の依頼について、4. 土木建築業者等及び自衛隊への応援要請について、5. 国への激甚災害指定の要請について要望を行うこととしました。

第6回委員会では、平成30年7月豪雨の対応等について執行部から説明を求めました。

その内容は発災直後の町の対応、人的被害及び家屋の被害、他縣市町からの受援状況、応急復旧や取組状況及び今後の復旧工事の見通しや一部事業の延期又は中止をすることでした。委員から避難を促すタイミングが遅い、避難の広報手段について今一度検討する必要がある、町から率先をして出前講座を行い、危険箇所の周知徹底を図るべき、循環バスの早期再開を要望すべき、発災直後の職員の情報共有をより綿密に行うべきである、この7月豪雨災害を教訓として次につなげていくべきとの意見が出されました。

第7回委員会では、平成30年7月豪雨災害対応に係る進捗状況について執行部から説明を求めました。その内容は前回委員会で説明があった被害状況等各項目の追加又は変更があったものを中心に説明を求めました。また、災害復旧及び被災者生活再建支援ロードマップを作成したこと、国や広島県に対し、砂防堰堤等砂防事業及び護岸改修等の早期完成、早期実施を求める要望書を作成したこと、豪雨災害に係る平成30年7月補正予算及び9月補正予算の概要について、民有地内の土砂撤去制度及び全壊家屋等の公費撤去制度並びに費用償還制度について、及び海田町災害見舞金等の支給について説明を受けた後、質疑を行いました。委員から、激甚災害指定によって財源措置はどのようにするのか、床下浸水の見舞金の支給もすべきではないか、住民説明会を行わないのか、危機感やスピード感を持って業務に臨んでほしい、災害見舞金等の支給について広報やホームページへの掲載だけでなく、他の手段も検討してほしいなどの意見、要望が出されました。

第8回委員会では、平成30年7月豪雨災害の復旧・復興等について執行部から説明を求めました。その内容は前回の委員会と同様、平成30年7月豪雨災害の被害状況等の追加又は変更があったものを中心に求めました。また、災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するため、平成30年7月に豪雨災害に係る海田町災害廃棄物等処理実行計画を策定したこと、平成30年9月26日に開催された平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧及び被災者支援の取組についての住民説明会の概要、町民の円滑な避難を啓発するチラシを配布すること及び海田町災害ボランティアセンターの運営状況について執行部から説明を受けた後、質疑を行いました。委員から海田町独自のハザードマップを作成すべきだ、住民説明会を複数回実施してはどうか、避難を呼びかけるチラシに加え、防災行政無線での町内放送を分かりやすいよう、簡略化してはどうか及び公園等に一時仮置場として土砂などを置いているが、撤去した後の現状復旧や整備はどのようにするのかなどの意見がありました。

第9回委員会では、執行部から平成30年7月豪雨の対応について、被災者支援策の進捗状況について、地域支え合いセンターの活動状況について、災害復興インフラ強化事業の進捗状況について、平成30年7月豪雨災害の影響による事業の中止等についての説明を求めました。平成30年7月豪雨災害の対応については、前回までと同様、平成30年7月豪雨の被害状況の追加又は変更のあったものを中心に説明を求めました。次に、被災者支援策の進捗状況については、各種減免申請件数や海田町災害見舞金等の支給件数及び床下浸水に対する見舞金を支給する旨の説明を受けました。次に、地域支え合いセンターの活動状況について、平成30年10月1日に開設をし、それまでの相談件数及び対応状況についての説明がありました。次に、災害復旧インフラ強化の進捗状況について、河川及び砂防堰堤の土砂撤去や護岸工事等の進捗状況について説明がありました。

最後に、平成30年7月豪雨災害の影響による事業の中止等について、平成30年7月31日開催の委員会で報告があったものについて、新たに中止となる事業に加え、事業の内容を変更する事業及び翌年に予算を繰り越して実施をする事業などの説明がありました。執行部退席後、これまでの調査内容について本議会において中間報告を行うこととしました。

第10回委員会では、執行部から被災者支援について、災害廃棄物処理について、災害復旧インフラ強化について及び防災体制の強化について説明を求めました。被災者支援については、前回と同様、平成30年7月豪雨災害の被災状況の追加又は変更があったものに加え災害関連認定の申請についての説明を求めました。次に、災害廃棄物処理については、平成30年12月受検の災害査定報告において処理量推計5,423トン、処理費用推計約2億5,000万円となるものでした。次に、災害復旧インフラ強化については、その査定結果及び海田南小学校グラウンド流入の土砂撤去等復旧工事の現状の説明を求めました。災害復旧工事の進捗状況は、河川等を含む公共土木施設被災箇所は海田町管理箇所及び広島県管理箇所海田町域分の合計は201カ所であり、海田町における災害査定の結果は、認定額は7億5,321万7,000円となるものでした。また、海田南小学校グラウンド流入土砂撤去等復旧工事の状況では、執行部からトイレ復旧工事を含む本復旧工事の見通しが示されました。最後に、防災体制の強化について、短期間に行うものとして町民参加によるワーキンググループを実施及び防災ライブカメラの設置等を行うこと及び中長期的に行うものとして防災行政無線や防災メールの機能強化に取り組むとの説明がありました。執行部退席後、本会の委員会を含む調査内容について、本会議

において中間報告を行うこととしました。

最後に、この度の平成30年7月豪雨において職員の皆様は昼夜を問わず尽力していただいたことは大変感謝しております。しかし、この度、海田町も甚大な被害を受け、机上の計画ではなく、臨機応変な対応が求められる中で、課題や問題点が見えてきたと思います。本当の意味で災害に強いまちづくりのため、この災害の経験を活かして、次につながるような取組を強く要望いたします。当委員会では引き続き、調査研究を行ってまいります。

以上で、災害防止対策等調査特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより、質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により、災害防止対策等調査特別委員会から中間報告を受けたものでございます。災害防止対策等調査特別委員会の中間報告につきましては、これをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、海田公民館整備特別委員会の中間報告を議題といたします。

海田公民館整備特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出がございます。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり、報告を受けることにしたいと思いますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、海田公民館整備特別委員会の中間報告を受けることと決しました。

報告書を配付してください。

委員長の発言を許します。下岡委員長。

○7番（下岡）海田公民館整備特別委員会委員長の下岡です。海田公民館整備特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は昨年の6月定例会において中間報告を行っておりますので、その後、開催いたしました平成31年1月25日開催の第6回委員会の内容について中間報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりです。

調査の概要及び結果ですが、執行部から仮称海田公民館整備工事進捗の状況について

及び仮称海田公民館の開館準備についてをテーマに説明を受けました。

着手後の工事進捗の状況については、建物の基礎となる杭工事において、一部範囲で固い地盤である支持層が設計より深い位置にあることが判明しました。建物の安全性、耐震性を確保するための杭の追加作成を伴う工事費4,000万円の増額が必要であり、また約3か月の工期の延伸が必要である旨の報告がありました。

仮称海田公民館の開館については、当初予定の2020年4月をキープするよう、スケジュール調整を行うとのことです。また、織田幹雄スポーツ振興基金から1,000万円を追加支出し、織田幹雄さんをモチーフとした緞帳を1階ホールに整備すると説明がありました。

なお、杭工事及び緞帳の整備に起因する変更契約議案を平成31年3月定例会に提出する旨の意向説明を受けました。委員からボーリング調査を実施した業者に瑕疵はなかったのか、基金の用途として緞帳を整備することは適切かなどの質疑がありました。

仮称海田公民館整備に係る執行部の説明について、委員会として全会一致で認めることとしております。仮称海田公民館の開館準備については、その総称を制定するため、選定委員会を設置し、検討する旨の報告がありました。委員から新公民館の総称は公募してはどうか、公民館の総称についてネーミングライツの検討はしたのかなどの質疑がありました。

また、今回の委員会の内容について調査結果を本定例会で中間報告することと決しました。当委員会では引き続き、仮称海田公民館の整備について調査研究を行ってまいります。

以上で、海田公民館整備特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより、質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件につきましては、会議規則第43条の2第2項の規定により、海田公民館整備特別委員会からの中間報告を受けたものでございます。海田公民館整備特別委員会中間報告につきましては、これをもって終結をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第1号議案、工事請負契約の変更について、仮称海田公民館建

設工事建築から、日程第8、第3号議案、工事請負契約の変更について、仮称海田公民館建設工事機械までを一括議題といたします。

なお、採決については1議題ごとに行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第1号議案から第3号議案、工事請負契約の変更について、第1号議案から第3号議案までを一括で御提案申し上げます。

この度の工事請負契約の変更につきましては、中店地内において、施工中の仮称海田公民館建設工事、建築等の変更請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第1号議案から第3号議案まで一括して御説明いたします。

初めに、議案書に沿って変更の内容について、次に、工事箇所の資料に沿って工事概要や変更理由等についてそれぞれ説明させていただきます。

それでは、議案書の2ページ、第1号議案をお願いいたします。平成30年第25号議案により議決を得た仮称海田公民館建設工事建築の請負金額及び工期を変更することについて町議会の議決を求めるもので、変更内容は請負金額9億7,632万円を10億2,359万520円に、工期は平成31年10月31日までを平成32年1月31日までに改めるものでございます。

続きまして、議案書の3ページ、第2号議案をお願いいたします。こちらは平成30年第26号議案により議決を得た仮称海田公民館建設工事電気の請負金額及び工期を変更するもので、変更内容は請負金額1億4,904万円を1億5,057万2,520円に、工期は平成31年10月31日までを平成32年1月31日までに改めるものでございます。

続きまして、議案書の4ページ、第3号議案をお願いいたします。こちらは平成30年第27号議案により議決を得た仮称海田公民館建設工事機械の請負金額及び工期を変更するもので、変更内容は請負金額1億2,366万円を1億2,477万2,400円に、工期は平成31年10月31日までを平成32年1月31日までに改めるものでございます。

それでは続きまして、変更工事の内容等について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）それでは、仮称海田公民館建設工事建築の変更概要について御説明いたします。

資料1の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき、次のページを御覧ください。工事についてでございます。平成30年第25号議案により議決を得た仮称海田公民館建設工事建築の請負契約について、織田幹雄デザインの緞帳に変更、支持地盤が設計より深いことにより、杭工事の増額及びこれに伴う工事の長期化により、工期を変更するものでございます。

概要図をお願いいたします。工事の変更理由につきましては、公民館建築面積約1,340平方メートルのうち、約340平方メートルの狭い範囲で支持地盤が急激に起伏していることが判明し、杭長さが最大で6メートル程度不足する箇所が発生しました。公民館の安全性、耐震性を確保するため、杭長さが不足する箇所について杭を追加製作し、工事を実施することとしたため、これに伴う工事費の増と工期の長期化が生じたものでございます。

また、緞帳につきましては、織田幹雄さんがアムステルダムオリンピックで日本人初の金メダルを獲得された跳躍シーンをモチーフとした緞帳にグレードアップするものでございます。

次のページを御覧ください。工事スケジュールの具体の工程につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、仮称海田公民館建設工事電気の変更概要について御説明いたします。

資料2の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき、次のページを御覧ください。工事概要についてでございます。平成30年第26号議案により議決を得た仮称海田公民館建設工事電気の請負契約について、仮称海田公民館建設工事建築の工期変更に伴う工期の延伸及びこれに伴う現場事務所などに係る仮設費、管理費の増額並びに工期を変更するものでございます。工事スケジュールの具体の工程につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、仮称海田公民館建設工事機械の変更概要について御説明いたします。

資料3の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき、次のページを御覧ください。工事概要についてでございます。平成30年第27号議案により議決を得た仮称海田公民館建設工事機械の請負契約について、仮称海田公民館建設工事建築の工期変更に伴う工期の延伸及びこれに伴う現場事務所などに係る仮設費、管理費の増額並びに工期を変更するものでございます。工事スケジュールの具体の工程につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）まず、工事請負契約変更ということで出されていますけれども、我々に説明する、先ほど公民館整備特別委員会から報告があったので、金額についてはこういうものだというのは分かっていますけれども、なぜこれ、大きな数字、1,000万の工事変更、緞帳を作りますよね、説明書、これに何で付いていないんですか。まず、この説明を求めます。大事なことでしょう、審議するために。教育長、違いますか。なぜ、これに付いていないのか。それと、この工事変更することによって、全体の予算に対する執行残は最終的にどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）工事の方を主として記載をさせていただきました。緞帳の方について付けておりませんでした。申し訳ありません。

○議長（桑原）なぜ出せなかったかということをお聞きしますが、答えられますか。よろしいですか。教育次長。

○教育次長（伊藤）大変申し訳ございませんでした。この工事の緞帳部分の概要図が入っていないことにつきましては、これまで特別委員会の方で御説明させていただいたことと、緞帳について、元々付いておった、付いておったと言いますか、元々設置の予定であったところのものゝ緞帳部分を変更することで行ったので、申し訳ございませんが、この度記載をしておりません。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）変更契約後の工事費の執行残につきましては、3件合わせて約6,400万円でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それ、おかしいんじゃないんですか。特別委員会では報告したけど、審議するのはこの場所ですよ。変更するためにはどういうものを作りますぐらいいは、本来出すべき資料じゃないんですか。特別委員会に報告したから何も本会議に出さんでもいいんですか。それは違うでしょう。教育長、どうなんですか、そういう点は。本来なら、きちんとそれを本会議に出して、こういうものをさすから契約変更させてくださいというのが、認定してくださいというのが、本来の筋じゃないんですか。今の次長の答弁で

は納得できないので、再度説明を求めます。

次に、6,000万も残って、予算あれですか、執行残やらないんですか。予算の減額、これやるんですね、これだけ残しているということは。通常でしたら、執行残として予算を減額しますよね。これ、6,000万も残して予算を全然減額しないんですか。どうする予定なんですか。それについて説明を、二つ求めます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）初めに、執行残の扱いでございますが、基本的には工事完了後、執行残を確定した段階で減額補正の扱いとしておりますので、この度の3月補正においてはまだ工事が履行中でございますので、減額補正の予算は計上しておりません。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）先ほど来の私の答弁の方をちょっと訂正も含めてさせていただきたいと思っております。特別委員会の方で内容について御説明をさせていただいたところでございます。そのときに緞帳のデザイン、あくまでイメージ図というところでお示しをしたと思っておりますが、その際の仕様とかいうものは、本来この本会議のときに議案として提出すべきであったと思っております。今後につきましては、そういう、中身を、詳しいものでさせていただきたいと思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）では、我々は何を参考に、特別委員会と本会議とは違います。たまたま、特別委員会が議長を除く委員全員で構成されているというだけでしょう。委員会と本会議は違うものでしょう。それは大きな間違いじゃないですか。先ほどから、教育長にそれはどうなんですかとお聞きしているんですが、教育長、答弁されないなら、それはそれで結構ですが、本来であればきちんとここへ出して、資料、これを見てください、こういうふうな思いを持っていますというのを出してきて、変更契約するのが本来の筋じゃないんですか。大きな間違いをしていませんか、執行部の方、教育委員会として。

それから、繰越予算を減額補正、来年度できるんですか。来年、繰り越す訳でしょう、工事するから。全部繰り越すの。少しでも負担を減らして、財源を取っていくのがいいんじゃないんですか。私はそう思うんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）御指摘のとおり、繰越予算については減額補正できませんので、決算において整理をさせていただきます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）御指摘のとおり、特別委員会で皆様方に緞帳のグレードアップをという事で御報告し、お願いし、検討いただいたところです。そういった意味で、皆様方にはその内容については周知していただけるものと、我々、思っておりますが、今、御指摘のとおり、この定例会において資料を添付するのは当然のことと思います。ということで、資料不足について配慮が足りなかったことをお詫び申し上げたいと思います。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）今、言われるんじゃないね、我々、議員として採決せにゃいけないのじゃが、今の資料の間違いがどこが間違うとるかも説明がない。添付せないけんもんも添付しない。わしらは何をもって審議せないけんのか、休憩してでも資料の分かるだけでええけん、資料の提供をお願いしたいんじゃないが、皆さんはどのように思われるかしらんが。審議がでしゃへんやないか、の、資料や何じゃかんじゃ。今後、出すいうて。今後はどういふふうになって、これは、採決するのに資料がなかったらどうやって採決するんよ。そこをちょっとお願いします。

○議長（桑原）緞帳の資料でよろしいですか。

○13番（崎本）はい。

○議長（桑原）それでは、緞帳の資料は用意できますか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）すぐ準備いたします。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は資料が揃ってから。

~~~~~○~~~~~

午前10時07分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

先ほどの資料要求について資料の提供を受けることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認め、そのように決めます。資料を配付してください。

資料の説明に入る前に、差し替えの件についても併せて説明をお願いします。教育長。

○教育長（佐々木）皆様方には、私どもの資料不足によりまして、御迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。質問につきましては担当課長の方から説明させます。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）誠に申し訳ございませんでした。まず、私の方からこの度工事箇所図を事前に差し替えさせていただきましたことについて、先に御説明をさせていただきます。この度の資料の1、2、3のいずれも表紙をめくっていただきますと、位置の方が記載してございます。この位置図が現状のものではなく、ちょっと古いものをここに記載しておりましたので、これを最新のものに替えさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）どうもすみませんでした。それでは、緞帳のデザインについて説明させていただきます。ただいまお配りさせていただいたものは、今から製作する緞帳のイメージ図でございます。このデザインは、1928年にアムステルダムオリンピックで織田幹雄さんが三段跳びで優勝記録15.21を記録した際の跳躍シーンをモチーフとしたものでございます。大きさは縦6.45、横10.8、こちらの緞帳を整備させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（桑原）資料の差し替えに続き、不備があったことについては議会として大変遺憾に感じております。議案及び関係資料の提出については、十分なチェック体制を確保し、執行部全体が責任を持って提出するよう強く求めます。

それでは質疑に戻ります。質疑があれば。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。第1号議案について討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第1号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第1号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおりこれを決します。

次に、第2号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第2号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第2号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

次に、第3号議案について討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第3号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第3号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第9、第4号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(西田) 第4号議案、工事請負契約の締結について。この度の工事請負契約については、中店地内において施工する仮称織田幹雄記念館展示工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長(桑原) 財政課長。

○財政課長(吉本) それでは、議案書の5ページ、第4号議案をお願いいたします。

まず、工事請負契約の内容でございますが、工事名は仮称織田幹雄記念館展示工事、工事場所は海田町中店地内、請負金額は6,480万円、受注者は株式会社乃村工藝社、代表取締役社長榎本修次、工期は議決の日の翌日から平成32年2月28日まででございます。

続きまして、入札状況について御説明いたします。資料4の工事入札状況をお願いいたします。この度は指名競争入札により実施し、指名業者については海田町建設工事指名業者等選定要綱により、内装仕上げ工種の業種で本町の入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、この度の工事で実施する内装展示グラフィック映像音響機器、映像コンテンツの元請施工実績のある業者3社全社を指名いたしました。入札の結果、全ての

入札が最低制限価格を上回りましたので、予定価格以下で最低の価格を提示した株式会社乃村工藝社を落札者と決定したものでございます。

それでは続きまして、工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）それでは、仮称織田幹雄記念館展示工事について御説明いたします。

資料5の工事箇所図をお願いいたします。表紙をめくっていただき、次のページを御覧ください。本施設は日本人発のオリンピック金メダリストである織田幹雄さんを顕彰する施設を整備するものでございます。

概要図をお願いいたします。本施設は図面の右側、赤線で囲った部分、海田公民館の2階、保健センター、旧千葉家住宅側に位置しております。

初めに施設概要でございます。本施設は現在建設中の仮称海田公民館内に整備し、面積は99.75平方メートルでございます。工事概要は展示工事として常設企画展示、映像コーナー、図書コーナーを整備してまいります。

次のページをお願いいたします。

平面図、工事スケジュールでございます。本施設では館内を四つのスペース、常設企画展示、映像コーナー、図書コーナー、言葉のギャラリーに区分し、より効果的に織田さんの魅力を伝えてまいります。工事のスケジュールにつきましては、工期は海田町議会の議決のあった日の翌日から平成32年2月28日までで、具体の工程につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今の展示については、異存はない訳ですけれども、織田先生の全ての資料をふるさと館からここに移設することになれば、ふるさと館についての町の名誉町民である加藤先生と織田さんの分が分散されるという可能性が考えられる訳ですけれども、その辺については、執行部としてどのようにお考えですか、お尋ねします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）この度の記念館の建設によりまして、ふるさと館の展示物が移設

になります。これを踏まえまして、ふるさと館のあり方も並行して検討をしてみたいところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そういう答弁をいただきましたが、レプリカというか、同じようなものがふるさと館にもある、あるいは新しく仮称海田公民館にも同じようなものが展示される、あるいはその機能として設置をされるということなのかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）織田さんのものにつきましては、全て新しい記念館の方に移設をしてみたいです。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私が聞いておるのは、新しいもの全てということになると、今あるものはどうするのか。ふるさと館が、私が考えるのに、その機能が十分発揮されていない、あるいはなかなか利用度が少ないという面もあって、その魅力がなかなか100パーセントっていないというように感じる訳ですよ。そうすると、織田さんの分が新しくこちらに全部来る、向こうは全く何もないということになれば、ますます、それが、さびれるという表現がいいのかどうかよく分かりませんが、利用度が少なくなってくるんではないかなと思いがあります。せっかく行って加藤先生だけを見たんでは、次2回目と行きたくないという気分が起きてくる訳ですが、レプリカでもそういうのがあったら十分発揮できるんではないかなとを感じるんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）今、考えておりますのは、先ほども申しましたが、織田さんのものについては記念館の方に移設をさせていただきます。残りましてふるさと館につきましては、今後につきましても魅力ある館としてあり方を考えていくように検討してみたいところでございます。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）私は、佐中さんと同じようなことを聞くんじゃが、目的を持って今の新しい、できるところと、元のふるさと館、きっちりその役目や目的を持って区別されるべきであると思うんじゃが、それを並行してやるのが今の生涯学習課であっての、こちらばかり考えちゃ、ふるさと館も同じように考えていかないけん訳よ。だから、その方向性というもんを並行して考えないけん訳よ。そこらをきちっと明記して答弁が

できるように、今後、今後いうたら、頭にそういうことがなけりゃいけないのよ。そういうことをどのように考えておられるか、ちょっと、教育委員会から。

○議長（桑原）生涯学習課長。

○生涯学習課長（森原）ふるさと館のあり方につきましては、先ほど申しました魅力あるようにするように、要綱の方も検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）その場限りの答弁みたいに見えるんじやが、魅力あるようにするのは当たり前のことで、どこの施設も魅力ないような施設したらいけん訳よの。だから、どういうふうな形でどういうふうにするか、そういうことを頭に浮かべておかにゃいけん訳よの。今日のことばかり、明日のことばかり考えておったら、海田町、前向きで良くならん訳よ。先の先を思うて、計画を立てにゃいけんということをわしずつと言いよるんやが、それに対して、教育次長、そういう考えを持っておられるかどうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）まず、織田幹雄さんの関係について、ちょっと繰り返しになりますけれども、織田幹雄さんについては新たな織田記念館の方に特化した形で進めてまいります。ふるさと館には、いわゆる資料の方は、例えば、燻蒸できるような施設もあるのはあそこだけでございます。ですから、いわゆる資料系のはふるさと館に当然残してまいります。織田さんのものを除いて残してまいります。ただし、巡回で、どういうんですか、展示をしますかというのは当然考えてまいります。

それと、もう一つ、ふるさと館の今後につきましては、当然ながら織田記念館と同時に教育委員会としても考えてきております。その一つが、先ほど町長の行政報告の中にも入れさせていただきましたが、社会教育委員さんにいわゆる社会教育施設のあり方についてというものも教育委員会でも考えておりますし、社会教育委員会の中でも今検討いただいて、間もなくその答申もいただくところでございます。その中で、こういった進め方もいいのではないかという御意見もいただきながら、教育委員会でも新たにふるさと館の活用方法、今まで検討しておるものと併せて、形あるいいものにしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私も黙っておこうと思うんですけども、それならそれで、初めから並行して考えてますよ、並行して検討してますからもう少し時間くださいと答弁すべきじ

やないんですか。最初の答弁だと、織田記念館を作ったらそこはきちんとしますよ、こっちはまた別に考えますよじゃなくて、本来であれば一つの建物の中にあっても、二つに割る訳ですよ。当然、残ったものもこういうふうにしましょうって、だから、質問もそうですよね、並行して考えているんですかと聞かれているんでしょう。だから、並行して考えてます、今もこういうふうな格好でやっています、最初にそれを出すべきじゃないんですか。もう少し答弁きちんとしてくださいよ。どうなんですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）説明の仕方が大変申し訳ございません。今、議員、おっしゃられますとおおり、当初から並行して検討をしてきているところでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑ございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第4号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第4号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第4号議案については、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第10、第5号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第5号議案、町道の路線の認定について。宅地開発により帰属した道路を町道として認定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それでは、第5号議案、町道の路線の認定につきまして、御説明をさせていただきます。

議案書の6ページをお開きください。この度は町道349号線について、道路法第8条第2項の規定により路線認定の議決をお願いするものでございます。次に、資料6の町道路線認定箇所図の準備をお願いいたします。

1ページを御覧ください。町道349号線の俯瞰図になります。赤色で示した部分が今回議決をお願いする区間でございます。

次に2ページを御覧ください。位置図になります。今回認定する区間の延長は108.7メートルで、町道9号線と町道103号線を結ぶ区間となります。幅員は5.0メートルから11.9メートルでございます。

次に、3ページを御覧ください。断面図になります。A、A'断面につきましては、一番広い箇所となります。幅員11.9メートルでございます。B、B'断面につきましては、標準的な幅員となります。幅員は5.0メートルで、全区間が1車線の道路でございます。この町道349号線は宅地開発により帰属した道路の路線認定をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。普通なら、開発行為とかこういうので行われた道路というのは、道路真っすぐですよ。ここ、最後のところで変なぎっかちが出ている、これは何か理由があるんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町道9号線側につきましては、交差角が鋭角といたしますか、とがって接続することとなりますので、できるだけ90度に近い角度になるように道路基準に応じて曲線を描いているものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。同じようなことを聞く訳ですが、まず、A断。真ん中の白いところ、意味が分かるじゃろうと思うんですが、この部分は道路の位置ではない、こういうふう思う訳です。これの扱いがまず一つ。

二つ目は、これが町道にしなきゃならんというその理由は何か。単に、今宅地開発、こういうことであつたが、宅地開発ということになれば、自動的に皆町道に認定になるのかどうか。その中で、説明書の箇所図、図面の3ページか、一番下の方に、断面図が

ある。この中に、いわゆる説明はないけども、一応、道路の路盤工みたいなことが載っている訳ですが、宅地開発ということでやるんだらうと思うので、給排水がない。このことについてどうなっとるんかということ。

三つ目には、一応、相当数の家が建つんじゃろうと思うが、宅地の開発ということになると、道路の幅員として6メートル要るんじゃないかと思うが、これは5メートルになっとるんでね。

それから、ついでに付け加えて、町道認定の基準に合うのかどうかということになる訳、そういう下水、給水含めてね。どうも合わんような気もする。

それと、A断の11メートルが直角にする必要があるのかどうか、そこらが非常に分かりにくい形になっておるんじやがの。もうちょっとこう、業者に対して説明というか、先ほども言いました、白い部分、道路の真ん中に何か、極端に言うたら、わしみたいな意地悪がおったら、杭を立てたりすると、運転手が下手くそで大きいカーブを切ったら車が当たったり、夜暗いときにちょっと前が見えにくかったりすると、いろんな事故を助長するようになるんじゃないか。町道の安全基準、先ほども言うております、町道の基準として合わないんじゃないか。こういうことを懸念する訳ですが、含めて説明をお願いしたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、1点目の道路の真ん中に白い部分があるという御質問でございますが、A、A'断面のところ、道路の真ん中に白い丸と、ちょっと突起のついた記号がございますが、こちらは道路認定の起点を示す記号になっておりますので、この部分も含めて町道の区域でございます。逆に、町道の103号線側の矢印が終点を示したものの、起点、終点を示した記号でございます。

続きまして、宅地開発によって帰属した道路が自動的に町道になるのかということでございますが、都市計画法に基づく開発行為によって整備された道路につきましては、開発者が自ら管理するという意思表示がない場合につきましては、基本的には地方自治体の方が帰属を受けて道路の方に認定をしております。

給排水がないという部分でございますが、開発行為によって宅地開発を前提としておりますので、こちらの断面図には記載はございませんが、全ての区画について給排水の方は整備をされております。

続きまして、6メートルの幅員のものが5メートルになっているのではないかと

ことですが、こちらにつきましても、都市計画法の開発行為の開発基準の中で、ある一定要件を満たした場合については、5.0メートルに幅員の緩和ができるという規定がございます。こちらの場合は、まず、通り抜けであること、それから、区画数が15区画しかないということで、基準の方が適応されております。

続きまして、町道認定の基準に合致しているのかということですが、海田町の町道認定としましては、基本的には4メートルの幅員で通り抜けができる、必要な隅切りがなされておるということですので、認定の基準には合致しております。

それから、最後の、町道9号線側の曲線を描いておるとい部分でございますけれども、基本的に宅地にお住まいになられる方については、町の中心部に出かける際には、町道9号線を下流方向に向かって出入りされるということが想定されます。したがって、鋭角のままではどうしても曲がりにくいと、対向車が来た場合には入りにくいし、出にくいという状況が発生することが容易に想像できますので、開発事業者と協議をいたしまして、利用者の方がスムーズに出入りできるように、曲線、角度をできるだけ直角に整備をお願いしたものでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）事故の危険性でございますけれども、開発の整備基準に基づいた道路整備がなされておりますので、一定の安全性は確保できておると考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）支障、問題はないと、こういうことだから、まあ、いいと。一つ、分からんのが、全て要件に合っておりますよ。要件に合っているから、どうも受けようという方向になったんじゃないでしょうか、先ほどもちょっと言いました、開発ということになると、6メートルであろうというふうに考えるが、建築戸数が15棟だからいいんだと、このような説明のように聞こえたんですが、じゃ、開発は何棟からなら6メートルにかかるのか、開発ということと6メートルということについての説明というか、この辺のことをちょっと聞きたい。

あとは、先ほども言いました、資料の説明ということで、緞帳の説明がないとか、差し替えしておるのに変更説明がないとかある訳ですが、やっぱり、説明書だから、こういうふう下水も整備しております、給水も整備しております、だから、後々の管理だけは設置者がやらないというから、町が将来の住民のために管理するんだ、サービスするんだというのは分かるけどね。

図面にそれを付けるべきであろうと思うんよ。いわゆる不備な説明資料であろうと、こういうふうにする訳よ。先ほど来、二言目には申し訳ありません、今後気を付けます、これ、ずっと延々と続いとるんよの、こういうことが。これは総務が出しておるか、どれがチェックして出すんか、建設が出したんだから、総務、俺は知らないよというのか。資料の提出はどこが責任を持って出しておる。ちょっと若干、脱線するんかも分からんけど、資料が不備だということについて説明願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）今回の町道認定についての資料で給排水の施設が載っておらんということでございますけれども、町道として認定する要件の中に、道路の中の占用物件についてまで、その可否は問うところではございませんので、今回は、あくまでもどこからどこまでを起点、終点とした、どういう幅員の道路を認定させていただくということで、資料を作らせていただいておりますけれども、今、おっしゃられました給排水について資料として必要かどうかというのは、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）図面の今の不備について、どこの部署かというのはどうなの。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回、先ほどの公民館の関係で、生涯学習課の方で図面の不備があったということで、これにつきましては総務課が取りまとめて皆様方に配付させていただいたものでございます。今後につきましては、図面、資料、全てにつきましては、十分精査しながら、不備のないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）今の課長の説明では、わしゃ、大変不親切に思うんじやがの。町道の認定においては、道路として給排水、皆整って、舗装も整うておらなければ町道として認定できんよの。そういう規約がある訳よ。あんた、そういうことも知らんと頭をひねる。下水も通って、水道も通って、排水もきちとなった分で町道として受けますよという規定がある訳よの。

だったら、あなた方が、今後、今までであった場合はこのBB'断面よ、排水路、水道、下水のパイプが光っちょるぐらいは描いても何もええじゃないか。道路のあれについちょるんじやから。

もうちょっと建設課長らしい答弁をお願いしますよ。ほんじゃ、下水、排水、水道も通うとらんところでも、町道になる場合があるんやろ。もう時間がないけの。今日は早う済まさないけんけえの。さっき、説明があったこの道路の中に白いもんがある、起点じゃ、終点じゃ、こんなこと分かる訳ねえじゃないか。ここが起点です、終点ですといつて書いちょるか、それで分かるじゃない。そうでしょうが。これ、白いとこや、これ、白いのは何かのうて、誰もが思うわいの。起点と終点書いてありゃ、分かるじゃない。

こういうややこしいことせんでもよ、5メートルなら5メートルで、きちっと隅切り、書いときゃ、道路認定できたのと思う訳よの。これ、一体、これ見たら、赤のが隅切りか、こっちの、起点と終点の場合、隅切りはどうなつちよるかも分からん訳よ。現場見りゃ、分かるんよ。

この形成をきっちり図面で分かるようにやるのが、あんたらの仕事じゃないの。わしは思うんじゃが。きちっと分かるような図面を出して、分かるような説明をしなさいや。ある場合はこう言う、ある場合はこう言う。私も、あんたが課長以前の問題で、開発行為えつとしたんじゃが、6メートルじゃなきやいけん言われるから、わしや、6メートルで橋も付けて、隅切りもしたんよ。今の基準じゃ、橋も、おんぼろ橋につかえ棒をしてから、柵を囲うてからに、あんた、開発行為が終わってしもうたら、サポートをのけて救急車も消防車も入る、いっぱいするんじゃないか。行政としてね、海田町として一つも進歩ないよの。

そやから、図面でもせつかくこういうふうになったから、寺迫の、分かちよるわいの、誰のところか、名前を言っちゃいけないがの。さっと分かりやすい、誰でも分かりやすいような図面を、現場見ても分かりやすいような図面を書きなさいや。それができんようなあんたじゃなからうが、課長。何回も何回も説明せないけんような、こういうことは止めなさいや。下水や排水するのは、これが規則じゃないか。条件じゃないか。

あんた、要らんこと言うて、要らんことをまた言われるんじゃがの。下水と水道と排水布設と整備されちよらんが町道認可に、町も受けんでしょうが。それ以外、受ける場合があるかとか、そこまで説明せえ言うて。何でやる方が揚げ足を取るような、要らんことは答弁しんさんな。簡潔に、分かりやすく説明するのがあんたらの仕事じゃろう。どうかいな。うるさい言うんじゃが。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町道認定の要件で道路構造物であったり、道路の排水施設については

整備されておることが必要でございますが、給水とか公共下水についてはその道路に面している宅地の数であったり、要は、角地の場合であれば、その道路に面する違う方向から給水をとったりすると、その道路認定をする箇所には給排水の占有がないというケースもございますので、先ほど来、申し上げているのは道路の排水については、当然、構造物として整備されておることが要件でございますが、給排水、公共下水の排水とか給水の占有については必ずしも要件ではないということをお願いしたものでございます。

続きましては、起終点の部分の記入でありますとか、図面の方がちょっと縮尺の方ですね、大きくさせていただいておりますので、最後の方が判別しにくいという御指摘につきましては、今後、改善の方を検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○13番（崎本） あんたもああじゃこうじゃ言うんじゃが、素直じゃないの。どうして、百何メートルもあるんじゃから、この中には下水、排水、水道は皆設備されちよらないけんもある。わしゃ、角のことを言いよるんじゃないので。あんた、特定のことを言いよるんじゃないか。100メートルの中には、これ、三つともちゃんとしてなけりゃいけんじゃろうが。開発じゃけん。そのことを言いよる訳よ。わしゃ、特定の場所のことを言いよらへん訳よ。全体的なことを言いよる訳よ。何、屁理屈を言うんよ。まだ、それ、屁理屈言うんけ。百何メートルのほとんどが給排水の設備が整うのとらにゃいけんから、一部の端はどうでもええよ。端々のことを言うちよるんじゃないじゃないか。全般的の百メートルのことを言いよるじゃないか。それでも、通しとらんかったら許可するんかどうか。それを言いよるじゃろうが。屁理屈言うな。どうか。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村） 今回の案件は、都市計画法に基づく開発行為という手続きを踏んで、宅地開発をしまするので、議員、おっしゃられるように、給排水の設置というのは当然その許可の中に含まれておりますので、今回については整備をされております。今回の事案について、給排水についても図面の方に示すということが必要ではないかという御指摘につきましては、先ほども申し上げました、資料をより分かりやすくするという部分の中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（桑原） ほかに質疑ございませんか。宗像議員。

○9番（宗像） さっき説明されたのは、開発行為というのは当然開発者が下水なり水道な

り整備しなければならない案件ですよ。当然、それが整備してなければもらうべき、帰属さすべき案件ではないですよ。先ほど、崎本議員が言うように、当然、それらも整備されていますよというのを示して、これも、だから帰属させてください、だから、道路認定しますよというふうな説明をすべき案件ではないんですかと言われているんですよ。検討じゃなくて、今後、そのように図面を整備しますと答弁すべきじゃないんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）確かに、ちょっと今までは、そういった給水関係一切道路認定の図面に付しておりませんでしたので、今回こういった形の資料を提示させていただきました。今、御指摘を踏まえまして、開発行為のところもあればそうじゃないところもいろいろ道路認定ございますので、図面に記すこと、また口頭で説明すること、そういったことも含めまして、分かりやすい説明に心掛けていきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）特に、開発行為で帰属させるべき場合には、当然そういうものを整備しておかなければ基本的には受けれんはずなので、そういうものが整備されていますよということを図面に明記すべき、僕はそう思いますので、今後、そのような形できちっとやっていただけるようお願いいたしますね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設課長（木村）今、御指摘いただいた御意見を十分尊重していきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。前田議員。

○14番（前田）再度確認ですが、先ほど来、16棟言うた、15棟の、それが何か一種の脱法行為みたいな気がするが、16棟なら、6棟以上か、15棟以下なら5メートル、何でこのことを言うかいうたら、車の離合いうことも含めて言う訳じゃがね。5メートルではちょっと離合しにくいんじゃないか。開発というのはそういう15棟で逃げたんかどうか分からんけども、6メートルさすべきじゃなかったんか、その辺がどういう打ち合わせをしたんか。先ほどもちょっと言うたけども、何棟から6メートルで何とかね、今言った15、16いう数字で、その辺の説明を、もう1回願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの方は開発行為ですので、基本的には県知事の許可を得て実施

をされるものでございます。その県知事が示しております許可基準の中に、戸建て住宅においては当該道路、通り抜けて延長が140メートル以下で、当該道路に接する区画が24以下の場合という基準がございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第5号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第5号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第6号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第6号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。政省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきまして担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、第6号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。資料は資料7の条例の概要、資料8の新旧対

照表を御覧ください。改正の内容につきましては、資料7の条例の概要で説明をさせていただきます。

まず、1の趣旨についてでございますが、学校教育法の一部改正により、新たな高等教育機関として専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ、資格要件を定める条例の基準となる政省令が改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の資格要件を定める条例の基準となる政省令についてでございますが、布設工事監督者資格基準等条例関係につきましては、政令や規則を参酌すべき基準として、また、放課後児童健全育成条例関係につきましては、省令を従うべき基準とすることとされております。なお、本町では、いずれの条例においても各規準と同じ資格要件といたしております。

続きまして、3の改正する資格要件についてでございますが、布設工事監督者資格基準等条例関係は布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、また放課後児童健全育成条例関係は放課後児童支援員の資格要件について改正するものでございます。

次に、4の改正の内容についてでございますが、専門職大学の前期課程を修了した者は短期大学を卒業した者に相当する学位が得られることとされておりました。布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件関係につきましては、短期大学を卒業した者に専門職大学の前期課程を修了した者を含むとするものでございます。

次のページをお願いいたします。放課後児童支援員の資格要件関係につきましても、短期大学などを卒業した者に、専門職大学の前期課程を修了した者を含むとするものでございます。

続きまして、5の施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。今回条例の一部を改正するという事で、専門職大学というものを付け加えるという、しかも、前期課程ということを書いています。2009年度創設の専門職大学なので4月1日からなんですけど、施行期日が来月の4月1日からということなんですけど、今回追加する前期課程修了が2年間と考えたら、これは効力を発する人材としては2年後に相当すると考えられるんですけど、この考え方について

答弁をいただきますでしょうか。時期的なことですね、2年後でもいいんじゃないかという言い方にもとれますし、なぜ4月1日にするかという、専門職大学が始まる年にこれを変える意義、2年後に人材は修了しますということで、そこについてちょっとお答えいただけますでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）確かに御指摘のとおり、2年若しくは3年後が前期課程の修了となっております。そういう意味で言いますと、2、3年後に実際にはそういう方々が資格を有するようになるんですが、ただ、政省令の関係の施行期日が平成31年4月1日をもってということになっておりますので、その施行期日に併せて、今回条例の改正を行うものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）確認ですが、いわゆる前期課程を修了した者にこの資格をあげますということなのか、要するに資格要件。この資格を受けるための受験資格を認めるよと、こういうんか。この辺の説明がよう分からんので、あれこれ、いっぱい言われとる。その前期課程を修了すれば自動的にその資格をあげます、例えば、配管技術者なのか、保育士の資格をあげましようというんか、そういう保育士の資格を取る要件を満たしているという条例なのか、その辺の説明を願いたい。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）いわゆる専門職大学の前期課程を修了した方で、それぞれ一定の実務経験を要する場合とかございますけども、そういう方々が資格を有するということでございますして、前期課程を修了した方で一定の実務経験を有する場合に資格を有してくるということになります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）再度確認しますが、その前期課程を修了することによって、分かりやすく言うと、車でいう、免許証を自動車学校出れば自動的に免許あげましようということか、自動車学校を卒業したら、免許を取る資格をあげましようというんか、これでいうたら、今説明がいいか悪いじゃがの、ちょっとその辺のことを説明してくれと言うと、これじゃ、分からんから。資格があります、資格がありますというたら、免許の要件を満たしたただけのこと、でも、免許要件を満たしたって、免許証があるということと違う訳なんよ。その辺の説明を願いたい。

- 議長（桑原）上下水道課長。
- 上下水道課長（早稲田）こちらの水道技術管理者と布設工事監督者でございますが、これは水道施設において事業者を置かなければならないこと、それでその水道技術管理者なり布設工事監督者になるために、そういう大学を出た者というのが要件としてあるものでございまして、その資格があれば全員が水道技術管理者なり布設工事監督者になれるというものではございません。
- 議長（桑原）ちょっとよく分かりません。もう一度、説明できますか。崎本議員。
- 13番（崎本）そうじゃなしに、短大出たら皆がその資格がもらえるか、短大出たら、その資格を取得する条件があるかを聞いちょる訳よ。たったそれだけのことを答弁ができんのか、あんたら。みんなが短大出たら皆全員がその資格がもらえるか、資格を取る、資格がありますと、その違いのことじゃけん、できよう、そのぐらいのこと。
- 議長（桑原）総務部長。
- 総務部長（丹羽）先ほど、申し上げましたように、専門職大学の前期課程を修了したらすぐそれがなるというのではなくて、その前提となるものでございます。
- 議長（桑原）その資格を取る権利を与えられるのか、卒業したらその資格を与えられるのかということなので、どっちか、端的に答えてやってください。総務部長。
- 総務部長（丹羽）学校を卒業したら自動的にというのではなしに、その受験資格を得るというものでございます。
- 議長（桑原）宗像議員。
- 9番（宗像）先ほど、兼山議員の関連なんですけど、施行期日について法律が変わったらすぐ条例を改正する、前に労働法の改正で育児休業の絡みで半年以上遅らせた事情がありましたね。そのときの説明では、何で遅れたんかとある議員が質問されたときに、該当者がおりませんでしたと。該当者がおらんかったら、何でもそうやって法律というのは、片方じゃ、都合のいいことを使って、片方が法律に合わせる。これはどっちが正しいんですか。
- 議長（桑原）総務部次長。
- 総務部次長（門前）本来であれば、やはり施行期日に併せて、条例改正も併せて行うべきだというふうには考えておりますが、議員御指摘の件につきましては、実態的にはそういうことがなかったもので、影響がございましたが、望ましいのは施行期日に合わせるというふうには考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それであれば、実態がないから遅らせても大丈夫だというのではなくて、そういうことであるのであれば、当然、結果的にそういう該当者が出てきたから急に出してきて、そういうふうなことになった訳でしょう。だから、そういうことがないように、本来は統一して、基本的な形でやります、そういうものを当然として出してくるべきだと思うんですが、それについて、再度お願いいたします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）議員、御指摘のとおり、施行期日に合わせた改正ということで、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。確認なんですけれども、今回、学校教育法の改正に伴うということで、例えば同じような資格条件で書かれている要綱についても、同時に改正していくということでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ちょっと聴き取れませんが、誠に申し訳ございません。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）今回の学校教育法の改正により、今回の条例が改正されるということで、これ、要綱についても、例えば同じような文章が海田町家庭児童相談室設置要綱に書かれているんですけれども、こちらの方も改正されるということなんのでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）今回の条例に併せて、関係ある要綱等につきましても改めるものがございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第6号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第6号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第6号議案については原案のとおりこれを決めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第12、第7号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第7号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格要件について改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、第7号議案、海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。併せて、資料9の条例の概要及び資料10の条例新旧対照表をお願いいたします。

説明につきましては、資料9の条例の概要で説明させていただきます。この度の改正は技術士法施行規則の一部改正により、技術試験の選択科目が見直され、上下水道部門については、当該選択科目のうち、水道環境が上水道及び工業用水道に統合され、削除されることとなり、これを受けて水道布設工事監督者の資格要件を定める条例の基準を定めている水道法施行規則が改正されたため、当該資格要件を定める条例について所要の改正を行うものでございます。

改正する資格要件は海田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例のうち、布設工事監督者の資格要件についてです。

改正の内容ですが、布設工事監督者の資格要件中、水道法施行規則にならって、技術士試験の第2次試験のうち、選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択して、上下水道部門に合格した者であることをその要件としていたものについて、水道法施行規則の改正を受けて、選択科目のうち、水道環境を削除するものです。

施行期日は平成31年4月1日でございます。なお、経過措置として条例の改正前に行

われた技術士試験の第2次試験のうち、上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は条例の改正後においては、当該試験のうち、上下水道部門に合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。

これより、第7号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第7号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第7号議案については原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第8号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算から、日程第16、第11号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算までを一括議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第8号議案から第11号議案、平成30年度海田町一般会計ほか、3会計補正予算、第8号議案から第11号議案までを一括で御提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、災害廃棄物処理事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）初めに、第8号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算第7号について御説明いたします。

なお、この度の補正予算では、平成30年7月豪雨災害対応に係る予算の整理や、災害対応に伴う事業の中止に係る予算の整理を行っております。また、通常分についても決算見込みに基づく各種事業費や給与費、臨時職員賃金等の増減、国の交付金の内示率の

低下に伴う関係事業費の減額調整等の予算措置を行っております。その他精算に伴う前年度国県支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等を行っておりますが、件数が繰り返し多く出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます、主な事業について説明をさせていただきます。

それでは初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、資料11の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

資料11の19、20ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の真田会館改修事業については、空調設備を更新するため、200万9,000円増額するものです。なお、年度内完了が見込まれないため、繰越明許費を設定いたします。工事費の追加補正については工事箇所図の資料を併せて提出しております。

次に、防犯灯管理事業については、燃料調整費の上昇等に伴い、防犯灯電気料金に不足が見込まれるため、140万円増額するものでございます。

続きまして、29、30ページをお願いします。民生費の社会福祉費の重度障害者医療費給付事業については、重度心身障害者医療給付交付対象者の1件当たりの医療費が見込みを上回ることにより、541万2,000円増額するものでございます。

次に、31、32ページをお願いします。32ページ、一番下の私立保育所等保育事業については、施設型給付の減はあるものの私立保育所の入所者数が増えたことなどにより、私立保育所委託料の増が見込まれるため、700万円増額するものでございます。

次に、39、40ページをお願いします。衛生費保健衛生費の上から二つ目、火葬料助成事業については申請件数が見込みよりも多かったことにより、補助金に不足が見込まれるため、254万円増額するものでございます。同ページの下から二つ目、小児期定期予防接種事業については、乳幼児人口が増加したことにより、予防接種業務委託料に不足が見込まれるため、100万円増額するものでございます。

次に、61、62ページをお願いします。消防費の消防団運営事業については年度途中で退職者が生じたことに伴い、消防団員退職報償金を159万7,000円増額するものでございます。次の消防事務委託事業については、広島市消防事務委託料に不足が見込まれるため、198万1,000円増額するものでございます。

次に、65、66ページをお願いします。教育費小学校費の中段、小学校空調設備改修事業については、海田東小学校及び海田西小学校の空調設備を増設するため、820万円増額するもので、財源として国の補正予算に伴う臨時特例交付金と補正予算債を歳入で増

額いたします。なお、年度内完了が見込まれないため、繰越明許費を設定いたします。

次に、小学校ブロック塀改修事業については、海田東小学校グラウンドと海田西小学校のプールのブロック塀を改修するため、1,670万円増額するもので、併せて繰越明許費を設定いたします。財源としては交付税措置の有利な緊急防災・減災事業債を歳入で増額いたします。

次に、67、68ページをお願いします。中学校費の中段、中学校空調設備改修事業については、海田西中学校の空調設備を増設するため、560万円増額するもので、財源としては国の補正予算に伴う臨時特例交付金と補正予算債を歳入で増額し、併せて繰越明許費を設定いたします。

続きまして、歳入でございます。歳入につきましても、額の確定や決算見込み、歳入の補正に連動した特定財源の増減、また内示率の低下に伴う国の交付金の減等がございますが、件数が繰り返り、多く出てまいりますので、これらの個別の説明は省略し、主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、資料1、2ページをお願いいたします。まず、1款の町税でございますが、決算見込みに基づき、町税総額では7,718万4,000円を増額するもので、内訳として町民税、固定資産税及び軽自動車税についてはそれぞれ増額、町たばこ税、入湯税については、それぞれ減額するものでございます。

次に、2款地方譲与税から次の3ページ、4ページの地方特例交付金までは県の指示額に基づき、それぞれ増減するものでございます。

次に、4ページ中段の地方交付税をお願いします。普通交付税については国の予算の関係上、調整減となっていた部分が、国の補正予算により復活したことにより、増額するものでございます。

次の特別交付税については、災害廃棄物処理に係る費用の一部を通常の制度に基づき、特別交付税で予算計上をしておりましたが、災害廃棄物処理費用が当初見込みより減額となり、かつ本町が災害対策債の発行要件を満たしたため、災害対策債に財源振り替えするため、減額するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。中段、財産売り払い収入の普通財産売り払い収入については、当初予算において国、保育所の跡地の売り払い収入を計上しておりましたが、災害対応に係り、今年度の売り払いを見送ったため、減額するものでございます。

次の一般寄附金については、災害支援寄附金に加えて、通常のふるさと納税も見込みが上回ったため、増額するものでございます。

次の財政調整基金繰入金については、財源調整のため、減額するものでございます。

次に、織田幹雄スポーツ振興基金繰入金については、仮称海田公民館アリーナの織田さんの雄姿をモチーフとする緞帳を整備することに係り、1,000万円繰り入れるものでございます。

続きまして、13、14ページをお願いいたします。町債の二つ目の歳入欠かん債については、激甚災害において一定の要件を満たした場合、発行できるもので、この度の豪雨災害に係り、減免した徴税や、手数料の減収に対して起債し、今年度、その元利償還金に対して交付税措置されるものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第8号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から25億2,030万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を115億4,313万7,000円とするものでございます。

続きまして、繰越明許費の補正でございます。こちらは、第2表により、19件の追加、また4件の変更を行うものでございます。

次の地方債の補正につきましては、既定の地方債について4件の追加、11件の変更及び2件の廃止を行うものでございます。

以上で、平成30年度海田町一般会計補正予算第7号の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）続きまして、第9号議案、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について説明いたします。

歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料14の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から説明いたします。

それでは、資料14の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、賃金等の減額があるものの公共下水道事業受益者負担金の前納報奨金が見込みを上回ったことによる報償費の増額と、消費税額確定による増額により、288万円の増額をするものでございます。

5ページ、6ページをお願いいたします。総務費の水洗便所普及費につきましては、貸付件数が見込みを下回ったため、200万円の減額をするものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。下水道管理費の公共下水道管理費につつま

しては、海田町公共下水道認可変更図書作成業務及び水質検査業務の委託料と浚渫マンホールかさ上げ等修繕工事の執行残と、東部浄化センター維持管理負担金などの減額により、1,937万円の減額をするものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費の公共下水道整備費につきましては、実施設計業務等の委託料と公共下水道整備工事の執行残及び太田川流域下水道事業負担金などの減額により、1,420万円の減額をするものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。災害復旧費の公共下水道災害復旧費につきましては、現地調査の結果、当初想定していた復旧箇所を下回り、全体工事費が減額したことによる設計管理委託料及び調査委託料と公共下水道災害復旧工事の執行残により、5,610万円の減額をするものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。公債費につきましては、金額の増減はございませんが、財源振替によるものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。分担金及び負担金の事業費負担金につきましては、災害減免負担金の対象件数がおおむね確定したため、85万円を増額するものでございます。

次に、使用料の下水道使用料につきましては、一般用は増えているものの営業用の下水道使用料が見込みを下回ったため、660万円を減額するものでございます。

次に、国庫支出金の災害復旧国庫負担金につきましては、公共下水道災害復旧費を減額したことに伴い、800万8,000円を減額するものでございます。

繰入金的一般会計繰入金につきましては、公共下水道災害復旧費を減額したことに伴い、1,055万4,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金として2万2,000円を増額するものでございます。

諸収入の水洗便所普及資金貸付金元利収入につきましては、貸付件数の減に伴いまして、50万円を減額するものでございます。

次に、町債につきましては、整備事業費及び災害復旧費などの減額により6,400万円を減額するものでございます。

続きまして、議案について説明いたします。第9号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から8,879万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を11億6,945万9,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございます。議案3ページ、第2表繰越明許費補正につきましては、対象事業費の減により、金額を500万円に変更するものでございます。

次に、地方債の補正でございます。4ページをお願いします。第3表、地方債補正につきましても、対象事業費等の減により、起債の限度額を減額するものでございます。

以上で、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第4号についての説明を終わります。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川） それでは、第10号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料15の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。

なお、この度の補正予算では、額の確定や決算見込みによる不要額の整理及び財源振り替え等を行っておりますが、これらの説明は省略させていただきます。

資料15の21ページ、22ページをお願いいたします。諸支出金償還金及び還付加算金のその他償還事業につきましては、療養給付等負担金、高額医療費、共同事業負担金及び特定健康診査等負担金について、平成29年度分の精算に伴う返還金が生じたため、2,967万8,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者の所得水準が見込みを下回ったため、一般被保険者国民健康保険税を2,230万8,000円、退職被保険者等の人数の減少により、退職被保険者等国民健康保険税を30万9,000円、それぞれ減額するものでございます。

3款国庫支出金、国庫補助金、災害臨時特例補助金につきましては、平成30年7月豪雨災害により被災した被保険者の方の国民健康保険税及び一部負担金等の減免措置に対する財源補助が行われるもので、218万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。6款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険税軽減対象世帯の拡充が行われたことなどにより、82万4,000円増額するものでございます。2項基金繰入金につきましては、国民健康保険税決算見込み額が当初見込み額を下回ったことにより、1,578万7,000円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第10号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,826万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を26億467万2,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤） それでは、第11号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計予算第3号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料16の平成30年度補正予算説明書に従い、歳出から御説明いたします。資料16の保険事業勘定の5ページ、6ページをお願いいたします。総務費の介護認定審査会費の認定調査等費につきましては、要介護認定に係る主治医意見書の作成料が見込みを下回ったため、90万円を減額するものでございます。

続きまして、7ページから10ページ目までの保険給付費につきましては、利用者数が見込みを下回ったため、居宅介護サービス給付費800万円、施設介護サービス給付費1,600万円、9ページ、10ページの介護予防サービス給付費800万円、介護予防福祉用具購入費25万円、介護予防住宅改修費に約230万円、介護予防サービス計画給付費320万円をそれぞれ減額するものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護予防通所介護者が見込みを下回ったため、451万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、15ページ、16ページをお願いします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、歳入歳出の決算見込みから剰余金を積み立てるため、219万円を増額するものでございます。

続きまして、17ページ、18ページをお願いします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金につきましては、平成29年度の介護給付費等額の確定に伴い、国庫及び県費の負担金を返還するため、1,312万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。3款の支払金交付金から3ページ、4ページの7款の一般会計繰入金の地域支援事業繰入金までにつきましては、歳出で御説明いたしました保険給付費の減額に伴う各法定負担分の減額でございます。1ページ、2ページの国庫支出金の国庫補助金の保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者に対する自立支援、重症化防止等に関する

取組を支援し、達成状況に応じて交付される交付金で373万3,000円を増額し、その下になります介護保険災害臨時特例補助金は平成30年7月豪雨により被災された被保険者の介護保険料及び利用者負担額の減免に係る補助金で、59万7,000円を増額するものでございます。

3ページ、4ページの繰入金の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費が見込みを下回ったことにより、介護給付費準備基金から繰り入れる必要がなくなったため、717万9,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金の前年度繰越金につきましては、繰越額の確定に伴い、1,816万円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について説明いたします。21ページ、22ページをお願いします。事業費の地域支援事業の介護予防支援事業費の介護予防支援事業につきましては、介護予防ケアプラン作成業務の委託件数が見込みを下回ったため、100万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。19ページ、20ページのサービス収入の介護予防サービス費収入の介護予防ケアマネジメント収入につきましては、介護予防ケアプラン作成件数が見込みを下回ったため、418万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第11号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、規定の歳入歳出予算の総額から2,956万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を20億5,893万7,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から215万円を減額し、歳入歳出総額を1,580万1,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第8号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算から、第11号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算までの4議案については、予算委員会に付託し、審査をすることといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第8号議案から第11号議案までの4議案については、予算委員会に付託することに決めます。

暫時休憩します。再開は13時15分。

~~~~~○~~~~~

午前 12時06分 休憩

午後 1時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第17、施政方針について町長より申し出がございますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田）本議会に提案しております平成31年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と平成31年度予算の概要及び主要施策について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、海田町を取り巻く諸情勢について申し上げます。日本経済については雇用・所得環境や設備投資が改善するなど、緩やかに回復しており、経済の好循環が着実に回りつつあるが、通商問題の動向を含む海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意が必要な状況と言われております。

次に、平成31年度の地方財政対策については、国において消費税率の引き上げに併せて行う幼児教育・保育無償化に係る財源を確保し、防災・減災、国土強靱化に必要な措置などを講ずるものとされております。

次に、広島県内の景気については、生産、輸出が緩やかに増加し、設備投資も高水準となっております。個人消費も持ち直しており、全体としては緩やかに拡大している状況とされております。また、県内の雇用労働情勢についても、昨年12月の有効求人倍率は2倍を超え、改善が続いていると言われております。このような中、本町の税収の動向につきましては、個人町民税については、雇用・所得環境の改善に伴う給与所得の増加などにより、平成30年度に引き続き平成31年度も増収を見込んでおります。

次に、法人町民税については、企業ごとの年度間の変動が大きいところではありますが、平成31年度は法人税割で増収を見込んでおります。固定資産税については、新築家屋の増加などにより増収を見込んでおり、平成31年度当初予算の徴税総額は増収を見込んでおります。

次に、平成30年7月豪雨災害対応について申し上げます。平成30年7月豪雨災害では、

海田町でも尊い人命が奪われただけでなく、住居への被害をはじめ、道路寸断等の町民生活の基盤となるインフラに甚大な被害をもたらしました。今回の災害からの復旧・復興を単なる原状回復に終わらせず、インフラの強靱化を図るとともに、被災前よりも防災意識や防災体制を強化していく必要があります。そのため、被災者支援、災害廃棄物処置、災害復旧・インフラ強靱化、防災体制強化の4本柱を軸として、災害復旧・復興等に全力で取り組んでいるところでございます。

また、豪雨災害により、被災された方への支援については地域支え合いセンター職員による個人訪問などにより、引き続き、被災者の方に寄り添いながら支援を行ってまいります。

防災・減災という観点で対策を進めていく上では、大きく分けて三つの取組を推進していきたいと考えております。一つ目は、将来に向けて再度災害の防止に力を入れること、二つ目は迅速で安全な住民避難行動の促進、三つ目は自主防災組織と地域防災力の向上です。被災された住民の皆様の日でも早い生活再建と復旧・復興の実現を町政の最重要課題として位置付け、引き続き、関係機関と連携を図りながら、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、今後のまちづくりについて申し上げます。第4次海田町総合計画後期基本計画に基づき、全国的な人口減少や社会情勢の変化を踏まえながら、海田町らしさを活かしたまちづくりを進めてまいります。また、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を図るとともに、その好循環を支えることで活力ある町にするよう取り組んでまいります。

町全体の人口については、平成30年12月末時点で、1年前から162人増加して、3万人となりました。また、出生数については平成30年中に329名が誕生し、総合戦略の最終的な平成31年の年間目標である335人に向け、順調に推移するとともに、社会増減についても、総合戦略策定以降、毎年度プラスの目標を維持しており、この傾向を継続できるよう、引き続き、子どもを安心して生み育てることができる環境の整備等に取り組んでまいります。

平成31年度は、第4次総合計画後期基本計画を策定して4年目、総合戦略の最終年度に当たります。各政策分野に掲げる目標の達成に向け、施策を効果的に実効できるPDCAサイクルを確立し、取組を推進してまいります。今後も、庁舎移転事業、公民館整備事業、広島市東部地区連続立体交差事業等の大規模事業を着実に推進しながら、総合

計画及び総合戦略に掲げる施策に全力で取り組み、暮らしやすさの実現を図ってまいります。また、第5次総合計画及び次期総合戦略を策定することにより、海田町の新たなまちづくりの方向付け、施策の総合的かつ計画的な実施に取り組んでまいります。

続いて、平成31年度の重点施策に関して、六つの視点から主要な新規拡充等の取組について説明いたします。

1点目の災害に強いまちづくりにつきましては、平成30年度から行っている防災体制強化、調査分析業務の分析結果をもとに、住民参加で避難の方法や情報伝達の効果的な方法について検討する場を設け、平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、更なる防災意識の高揚を図りつつ、地域で支え合い、助け合う防災体制を確立してまいります。同時に、災害の対応についても検証し、整理した結果の改善のため、対応策を立案し、今後、地域防災計画をはじめ、関連マニュアル等へ反映し、改善策を実行してまいります。

再度災害の防止につきましては、平成30年7月豪雨災害により被害を受けた道路や河川等について、できる限り早期の復旧・復興を図るため、優先順位を定め、復旧工事に着手し、本復旧工事の進捗を図ってまいります。

また、土石流が発生した河川について、既に流下能力の検証に着手している西ノ谷川及び西ノ谷川支川以外の河川についても、流下能力の検証を行い、必要に応じて改良計画案の検討を進めてまいります。

治水対策については、尾崎排水機の増設について、広島県が防衛省中国四国防衛局及び陸上自衛隊海田駐屯地と排水機整備事業の実施に関する協定書を近々に締結される予定であることを踏まえ、引き続き、早期の工事着手を関係機関に強く要望してまいります。

雨水浸水対策については、新町地区等の浸水解消に向けた効果的な整備を進めていくため、中筋分区の雨水整備工事に着手してまいります。また、尾崎川周辺流域の浸水対策の検討として基本設計に取り組んでまいります。

住宅の安全性の向上については、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の土砂災害対策改修に係る助成を行ってまいります。

また、耐震化については、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る助成を行うことにより、地震に強いまちづくりを促進してまいります。

災害対応については、災害発生時、被災状況等の災害情報を画像・動画等を活用し、全体像をシステムで把握、共有を可能にすることで迅速かつ的確に災害対応を行うため、

地図を活用した災害情報共有システムを導入し、災害対策本部等の機能を強化してまいります。

職員に対しては、水害対処訓練、防災教育、職員参集訓練等を行うとともに、避難所開設訓練、運営訓練を充実させ、防災体制の強化に努めてまいります。

避難行動の促進等につきましては、町民の皆様が迅速で安全な避難行動がとれるよう、避難情報の意味・取るべき行動の周知、要配慮者に対する適切な防災情報の提供など、防災・減災に向けた行動を取るための指標となる防災ハンドブックを作成し、全世帯に配布してまいります。

また、住民の自主的な避難行動の促進として、この度の災害で被災の大きかった箇所を監視するためのライブカメラを設置してまいります。

災害の記憶を風化させない取組については、公共施設の災害写真の巡回パネル展示や自主防災会や小・中学校での防災講話などを行ってまいります。

土砂災害防止法に基づく区域指定の告示が平成30年8月にされた海田小学校区については、土砂災害のおそれのある区域を周知し、警戒避難体制を整備するため、土砂災害ハザードマップを作成してまいります。

防災情報伝達体制の充実については、新庁舎への防災行政無線の移設の検討と同時に、防災行政無線の移設により生じる無線空白地帯の把握及び聞こえにくい地域の解消のため、町内の音響調査等を行ってまいります。

地区防災力の向上につきましては、町、地域住民、防災関係機関等が相互に連携し、災害時における迅速かつ円滑な避難行動及び即応できる初動体制の確立を狙いとして、海田町総合防災訓練を町全域で実施いたします。訓練は大雨により災害発生の危険が高まっているとの想定の下、職員の参集からはじめ、避難情報の発令、住民の避難、その後の避難所の運営、初期段階までを実施してまいります。

地域防災リーダーの育成については、更に高度な知識を習得し、地域防災の核となる人材を育成するため、防災士資格の取得費用の助成を行ってまいります。また、自主防災組織の設立の促進と活性化のため、引き続き、自主防災組織に対して、資機材の購入費及び防災訓練等の実費費用の助成を行ってまいります。

災害時支援協定については、災害時の物資供給及び一時避難所等の確保のため、引き続き、民間企業等と協定を締結していくとともに、支援企業との連携を円滑に行うため、防災訓練への参加要請を行ってまいります。なお、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、よ

り一層の防災体制の強化を図り、これらの施策を推進する必要があることから、防災に対する専任組織を新設いたします。

2点目の庁舎移転事業の推進につきましては、平成30年度に基本設計を完了し、新庁舎整備の基本方針や配置、平面、断面、立面、構造に係る計画などをお示しした後に、実施設計に着手いたしました。新庁舎は災害時に防災拠点としての機能を維持するため、免震構造を採用するほか、津波や河川氾濫などの浸水対策として、1階をピロティ形式とし、災害対策本部室、その他主要な窓口や重要な設備などを上階に配置することとしております。

平成31年度は引き続き、実施設計を行うほか、広島市東部地区連続立体交差事業及び関連街路事業の事業認可後、事業用地を購入し、既存建築物などの解体工事に着手することにより、新庁舎整備の早期実現に向け、取り組んでまいります。

なお、庁舎移転事業の着実な推進を図るため、庁舎整備に関する専任組織を企画部の中に新設いたします。

3点目は、公民館整備事業及び魅力づくりの推進でございます。公民館整備事業につきましては、仮称織田幹雄記念館を含め、地域活動や生涯学習、まちづくり等の拠点となる施設の整備を行うとともに、開館に向けてのPRや準備を行ってまいります。

魅力づくりの推進につきましては、本町の地域資源である旧千葉家住宅や西国街道などを観光資源として活用するほか、町の魅力発信を積極的に進めながら、交流人口の拡大や賑わいの創出に取り組んでまいります。観光振興の重点エリアである旧千葉家住宅周辺の具体的な観光振興アクションプランを指針とし、町の魅力を効果的に活用した観光振興に取り組んでまいります。

また、旧千葉家住宅の老朽化が進んでいる納屋と角屋については、現在、改修設計を行っております。その後、工事に着手し、新公民館の開館に併せて整備してまいります。

次に、広域での連携事業については、首都圏で行われる移住・定住フェアに出展するとともに、安芸区と連携し、浅野氏広島城入城400年記念事業として大名行列などを行い、海田町のPRに取り組んでまいります。

また、日本人初のオリンピック金メダリストである名誉町民である織田幹雄さんの偉業と魅力の発信については、織田さんが名誉区民となっている東京都渋谷区と連携し、渋谷区で開催される織田幹雄さんを記念するイベントへの子どもたちの派遣や、イベント会場での海田町の紹介などの情報発信にも取り組んでまいります。

次に、住民団体の皆様の公募により作成されたヒマ太君については、町のホームページや町の発行する印刷物等に掲載し、皆様に親しまれるキャラクターとなるよう、取り組んでまいります。

4点目の子どもが生き生きと育つまちづくりにつきましては、全ての子育て家庭において、子どもを安心して生み育てることができるよう、平成32年度を計画の始期とする第2次海田町子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

平成31年10月から消費税の引き上げによる財源を活用し、子育て世代の負担軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が始まります。また、就労形態の多様化など社会環境の変化により、保育サービスや放課後児童クラブ等に対するニーズが一層高まっております。一方で、現在、子育てに自信が持てず、育児に不安や負担を感じる保護者もおられ、家庭における子育て力の低下が懸念されております。

これらに対応するため、子育て支援や子育て環境の整備など、様々な施策により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでまいります。

保育サービスについては、増加する保育需要に対応するため、平成31年4月1日から海田市駅南口商業施設内に私立保育所を開所し、受入体制を拡大します。

また、平成32年度に開所を目指す私立保育所の整備に対して、国の補助金を活用し、支援を行っていくなど、民間事業者による更なる受入体制の拡大を図り、待機児童対策を進めてまいります。

また、不足する保育士を確保するため、町内私立保育所が保育士を確保するための保育費用等の補助や保育コンシェルジュの配置などを行い、就業支援や復職支援を行ってまいります。

かいた版ネウボラについては、スマートフォン向けの子育て支援アプリの情報発信機能を活用し、各種教室や子育て情報を確実に対象の方に届けることで、妊娠期から子育て期の方へのサポートをよりの確に行なってまいります。また、新たに妊娠期から離乳期、子育て期までの食に関する支援ファイルを作成するとともに、離乳食に関する教室を開催し、家庭における食育支援を行ってまいります。更に、子育て講演会や読み聞かせ教室などを引き続き行うとともに、父親向けの子育て講座を拡充し、家庭教育支援を行ってまいります。

学童期の児童クラブについては、海田小学校区児童クラブ及び海田西小学校区児童ク

ラブの運営を民間事業者に委託し、サービスの向上及び安定的な運営を図ってまいります。更に、海田小学校の余裕教室を児童クラブに改修し、学びや遊び等の環境を確保してまいります。また、放課後子供教室については、引き続き、地域住民等の協力を得ながら、季節に応じた様々な体験活動の場を提供するほか、ボランティアによる小学生の学習支援の場、学びの広場を継続してまいります。

次に、子どもの貧困対策については、親から子への世代をまたぐ貧困の連鎖の解消を目指してまいります。引き続き、妊娠期から子育て期にわたるリスクを把握し、経済的不安のある家庭への支援につなげてまいります。また、関係機関と連携し、貧困等のリスクを抱える家庭が孤立しないよう、生活状況や学校での学習などの課題について把握し、きめ細かい指導を行ってまいります。

ひとり親家庭に対しては、母子父子、自立支援員による生活相談や指導を行うとともに、高等学校卒業程度認定試験の受験に向けた学び直しの支援や、各種資格を取得するための給付金など経済的な支援を行ってまいります。また、引き続き、広島県や広島市と連携し、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援を行ってまいります。

次に、学校教育の充実については、平成31年度も、夢を持ち夢を語ることができる児童生徒の育成を目標に掲げ、町内二つの中学校区で小中一貫教育を推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むとともに、地域に開かれた信頼と特色ある学校づくりや教育環境の整備、充実に取り組んでまいります。

特別支援教育については、通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に対し、通級指導の充実に努めてまいります。

不登校対策としては、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援するために、引き続き、適応指導教室において悩みを抱えている児童生徒の学校生活復帰を目指してまいります。

就学前教育と学校教育の接続については、関係機関と連携を取り、子どもたちの育ちと学びを連続させていく幼・保・小の連携の充実を図ってまいります。

教育環境の整備については、ICT教育推進のため、海田西中学校に続き、海田中学校に生徒用タブレットの整備を行い、効果的な学習活動を進めてまいります。また、海田小学校と海田東小学校の本館教室、廊下側の窓ガラスをすりガラスから透明ガラスへと交換し、教室外からの視認性を高め、担任だけでなく学校の職員全体で児童を見守り、指導していくという体制を構築してまいります。

学校の昼食のあり方については、教育委員会において、引き続き、調査研究を行ってまいります。

5点目の健康づくりの推進等につきましては、第3次健康かいた21に基づき、生涯を通じた住民の健康づくりを効果的に推進し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

歯周疾患健診については、新たに30歳、35歳を対象に加え、歯周病を予防することが全身の健康につながることを周知し、定期的に歯周疾患検診を受けるよう、啓発に努めてまいります。

また、がん検診の受診率向上については、個別にがん検診受診券を発送するとともに、広報での周知や幼児健診の保護者に対しても受診勧奨し、住民のがん検診に対する意識を高めてまいります。

更に、感染症予防対策については、全国的な風疹の流行に伴い、抗体検査、ワクチン接種費用の助成を行ってまいります。

豊かな高齢社会の形成については、海田町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者一人ひとりが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、地域包括ケアシステムの強化をはじめ、元気な高齢者を対象とした健康づくりや生きがいづくりなどの推進を図ってまいります。

地域における高齢者への日常生活の支援については、地域包括支援センターを中心としたワンストップの相談支援体制により、高齢者が抱える課題解決に取り組んでまいります。

また、運転免許証自主返納高齢者支援事業を実施し、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整え、返納後も高齢者が外出を控えることなく、充実した生活が送れるよう、支援してまいります。

生きがいづくりと社会参加の促進については、海田町福祉センターを海田町社会福祉協議会が、また、海田町シルバープラザを海田町シルバー人材センターが、引き続き、指定管理者として施設の管理運営を行ってまいります。海田町社会福祉協議会は高齢者の生きがいと自立を促進し、地域及び世代間の交流により福祉の向上を図り、またシルバー人材センターは高齢者の福祉の増進に努めるとともに、高齢者の労働能力の活用を図ってまいります。

地域福祉につきましては、新たに第3次海田町地域福祉計画を策定し、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などについて総合的な施策の実施に取り組んでま

います。

国民健康保険については、県単位化による国保制度の2年目となり、引き続き、国民健康保険税の税率を見直すこととしておりますが、被保険者の急激な負担増とならないよう、十分に配慮しつつ、適切な賦課徴収対策を行ってまいります。

また、住民の健康保持増進を図るため、引き続き、生活習慣病対策として特定健康診査の受診率向上や疾病発症のリスクを有する住民への保健指導の効果的な実施に努めてまいります。

住民サービス向上については、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書などを取得できる環境を整備してまいります。

6点目の交通ネットワークが整い、都市機能が充実したまちづくりにつきましては、住民生活や地域活力を支える基盤として、安全性や快適性に配慮した有機的な道路のネットワーク形成を図り、計画的かつ段階的なまちづくりに取り組んでまいります。

地域公共交通の現状、問題、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、維持させることを目的に地域全体の公共交通のあり方、住民、交通事業者、行政の役割を定めるため、地域公共交通網形成計画を策定するとともに、町内循環コミュニティバスの見直し、改善案を策定してまいります。

広島市東部地区連続立体交差事業については、平成31年度に事業認可を取得していただき、本格的に事業に着手して、本町のまちづくりを早期に実現していくことにつながることを重要であると考えております。平成31年度は、鉄道の設計、関連街路の設計、工事に対する地元負担を行ってまいります。

海田市駅南口土地区画整理事業については、換地処分に係る事務手続を進めてまいります。また、海田市駅自転車等駐車場については、再整備が完了したことから、4月から一時利用料金の値上げを行い、より効率的な運営を図ってまいります。

今後は、広島市東部地区連続立体交差事業は街路事業などの整備が進むことで、駅北口と併せて駅南口の区画整理事業の効果が更に増大するよう、引き続き、拠点づくりと計画的な土地利用の推進に努めてまいります。

また、東広島バイパスの上部工の工事促進と、広島南道路の事業促進を引き続き、国に要望することで、高架部の早期完成を目指し、交通ネットワークの整備と都市機能の更なる向上を図ってまいります。

都市計画道路の整備については、中店小学校線の早期開通を目指して、道路改良工事を実施してまいります。

町道の老朽化対策については、個別計画に基づき、計画的な修繕工事等を実施するとともに、橋梁の老朽化の状況を把握するため、5年ごとの定期点検調査業務を実施してまいります。

総合公園については、引き続き、老朽化した既存施設の改修を行ってまいります。第2期整備区域は、本格的に事業に着手し、新しい多目的広場整備のための擁壁築造工事を実施するとともに、施設の詳細設計に着手してまいります。

水道事業については、平成30年度に策定した水道ビジョンに基づき、料金改定についての検討を引き続き行ってまいります。また、広島県水道広域連携協議会に引き続き参加し、広域連携の可能性を検討してまいります。

続きまして、4地区における主なまちづくりの取組について申し上げます。海田町はコンパクトな町ですが、地域によって特徴があり、その地域に合った取組が重要であるため、地域の良さを活かしながら、地域それぞれの課題を解決し、個性豊かな暮らしやすいまちづくりを目指して、まちまるごとオンリーワンの実現に向けて取り組んでまいります。

まず、海田地区につきましては賑わいのまちづくりを進めてまいります。旧千葉家住宅エリアについては、西国街道沿いの魅力資源や新たに整備する仮称海田公民館及び仮称織田幹雄記念館を活用し、海田町にあった観光振興や魅力の発信のモデルとして取り組んでまいります。

まちづくりの基幹事業として長年取り組んできた海田市駅南口土地区画整理事業については、平成30年7月豪雨の影響により遅れが生じておりますが、平成31年度の前半をもって事業の完了を図ってまいります。

また、南昭和町から日の出町にかけての新庁舎予定地周辺道路のアクセス改善のため、詳細設計を実施してまいります。その他、窪町地内の町道288号線ほかの点字シート設置工事などを実施してまいります。

次に、海田東地区につきましては、水と緑と文化が息づくふれあいのまちづくりを進めてまいります。瀬野川河川敷沿いの畝二丁目地内の町道2号線、歩道改修工事については、歩道や護岸、スロープの整備を行い、事業の完了を図ってまいります。また、国信橋北詰の交差点改良については、引き続き、関係機関に強く早期の完成を求め、歩行

者の安全の確保に努めてまいります。

次に、海田南地区につきましては、豊かな自然が息づき、住み良さと元気あふれるまちづくりを進めてまいります。三迫二丁目地内の仮称町道143号線道路改良事業については、引き続き、用地取得や物件移転を進めてまいります。また、三迫三丁目地内の町道6号線バイパス整備事業及び町道137号線道路改良事業については、用地取得や道路拡幅工事を実施してまいります。

次に、海田西地区につきましては、暮らしと産業が調和し、各世代が交流する共生のまちづくりを進めてまいります。ひまわりプラザを、かいた版ネウボラの拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでまいります。また、ひまわりプラザ周辺で福祉保健まつりを開催し、参加型のイベントなどを通して、健康づくりや子育てについての啓発を行い、子どもの健やかな成長と町民の健康意識の向上につなげてまいります。

その他、南堀川町地内の町道258号線の舗装修繕工事を実施してまいります。

最後に、平成31年度の本町の予算編成についてでございます。歳入については町税の増加がある一方で、歳出についても平成30年7月豪雨災害対応や庁舎移転事業及び公民館整備事業の実施に伴う投資的経費の増加や社会保障関係費の増加などを見込んでおります。このような中、海田町中期財政運営方針に基づき、計画的安定的な財政運営に努め、財源を確保しながら、第4次海田町総合計画後期基本計画及び海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策を重点的に推進する予算といたしました。

以上、施政方針を申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、町民の皆様の声を受けとめ、町政発展に邁進する所存でございます。

○議長（桑原）以上で、施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会しますので、御参集いただきたいと思います。本日は御苦勞様でした。

午後1時57分 延会